鈴鹿市農業委員会告示第１４号 農業委員会総会の開催

農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第２７条の規定により、次のとおり鈴鹿市農業委員会第５回総会を開催するので、鈴鹿市農業委員会総会会議規則（昭和３２年農委告示第４号）第２条第１項の規定により告示する。

令和８年１０月３０日

鈴鹿市農業委員会
会長　大塚　和馬

１　日時　令和８年１１月１３日（金）午前１０時から

２　場所　鈴鹿市役所　本館１２階　１２０３会議室

３　事項（１）農地法第３条の規定による許可申請について（所有権）
（２）農地法第３条の規定による許可申請について（貸借権）
（３）農地法第４条の規定による許可申請について
（４）農地法第５条の規定による許可申請について（所有権）
（５）農地法第５条の規定による許可申請について（貸借権）
（６）農用地利用集積等促進計画について　　など